

史料について

- 1 〈松岡中山家中御郡方御用留類聚〉 成立年不詳。茨城県立歴史館蔵（松岡中山家中高橋家文書⁵⁰）。水戸藩附家老中山氏の知行地松岡領（およそ現在の高萩市安良川から北茨城市大津までの地域）を管轄する中山氏の郡方の記録。
 - 2 続水戸紀年 成立年は幕末。編者は小笠原貞道。『茨城県史料 近世政治編Ⅰ』（p.627）によった。
 - 3 水戸下市御用留 茨城大学附属図書館蔵。同館編・発行『水戸下市御用留（四）』（p.105）によった。
 - 4 通航一覧 嘉永六年（一八五三）成立。幕府の命により昌平坂学問所内に設けられた沿革調所において編修された。『通航一覧 卷之二十四』（『通航一覧 第一』一九一三年国書刊行会発行 国立国会図書館デジタルコレクション）による。
 - 5 海防之集説 成立年不詳。立原翠軒編という。水戸下市町年寄加藤松羅による写本。図のみが掲載され、関連記述はない。茨城県立図書館蔵松羅館文庫。
- その他 『十王町史 通史編』に「図3-6-1 琉球船の図」として掲載されている土浦市立博物館収蔵本間家文書の記録は、「通航一覧」に記載されているものと同文であり、また琉球船図も「海防之集説」と類似しているので本書には収録しなかった。
- 沖繩における史料については未確認である。

凡例

- (1) 漢字は常用漢字を用いたが、一部正字を残した。
- (2) 読点は制作者において付し直した。
- (3) 見せ消ちは 文字の左に「ミ」を付した。
- (4) 助詞の者・而・茂・江・与・而已は、文字を小さくして漢字で示した。
- (5) 合字^カ（より）はそのままだ。
- (6) 「」は割書。
- (7) () は制作者による註記である。
- (8) 〈 〉 を付した史料表題は、制作者による。

史料

文政二年

琉球船常陸国多賀郡川尻村漂着一件

目次

史料について	： 1
凡例	： 1
1 松岡家中御郡方御用留類聚	： 2
2 続水戸紀年	： 2
3 水戸下市御用留	： 3
4 通航一覧	： 3
5 海防之集説〈琉球国船図〉	： 6

1 松岡中山家中御郡方御用留類聚

異国船漂着之事 但琉球船川尻へ着

文政二卯五月十三日

一 川尻村沖江怪敷船老艘見当り、右村漁船之もの見届候由之処琉球人ニ相見、尤言語不相分候得共、拾壹式人乗組商船被吹流参候様子ニ有之、右濱江為汚留候趣、別書写之通訴出候間、尚亦相尋候処、陸方見候而ハ船长六七間も有之、巴之紋付候小簾立置候相見候得とも、委敷義ハ未相分候趣ニ御座候、仍而早速支配指出申候旨、五月十三日石神御郡奉行佐々木彦吉方御家老衆へ申来候事

以書付御訴奉上候事

右当村怪敷船相見候ニ付、村方小漁船帰帆之節見届参り候処、琉球船ニ御坐候ニ而言語喧と不相誤候得共、人躰ハ琉球人ニ相違無之様相見申候、尤商船之様子ニ御座候、当浦陸近ク掛留候まゝ早速ニ御訴申上候、柱切難事之船ニ相見申候、依而委敷義ハ得卜見届之上可奉申上候、何様異国船同様ニとめ候間、早速御訴奉上候、仍而如件

文政二年卯五月十三日

川尻村

庄屋 東左衛門

舟庄屋 久次郎

与頭 四人

右ニ付石神御郡方川尻へ出役之もの江前問合、此方江橋吉衛門、檜山平次兵衛兩人同十五日昼時川尻御指遣候、委細ハ異国船御用留ニ記す

同年六月

一 此度川尻濱江琉球船漂着取扱方之儀ニ付関屋六左衛

門□遠慮被仰付候、右慎中差掛候御用向御座候ハ、山口六郎衛門江可被申出候、六月九日三ノ丸御家老太田新衛門殿方寺門忠大夫へ申来ル

同月十四日遠慮御免申来ル

2 続水戸紀年

〔同上〕(文政二年五月)

十三日多賀郡川尻濱江琉球船標着、警衛ノ人数ヲ出サル、目附河方作左衛門、先手物頭横山甚左衛門信礼、萩昇介君寿、此二人同心トモ、小十人目付渡邊太郎左衛門、徒目付増子庄三郎、菊池三之允、杉浦辰蔵下両役トモ、郡奉行佐々木彦吉、調役市村仁衛門、手代数人、筆談役大番列彰考館学生大竹與五兵衛、歩行士列宇佐美久五郎等其他小者、村役人等出ル、依テコレヲ檢察スルニ、琉球中山王年貢米積越シ、支配所八重山島エ着船、四月十七日帰帆ノトキ颶風ノ為ニ漂流セリ、九反帆馬艦一艘、船主琉球国泉崎村仲村渠筑登之、船頭東村当銘、水主玉城、比嘉、宮城、小橋川、嘉数、国吉、大城、島袋、金城、山城、高良洲合テ十二人ナリ、六月十日江戸薩摩侯ノ邸ヨリ受取ノ役人来ル、三百石馬廻四本孫左衛門、百五十石留圭居添役河野新大夫、百石目付小田善兵衛来ル、七月朔川尻村ヨリ召連レ江戸ニ帰ル、船及荷物皆入札払ニナル、漂流人在留中一汁三菜ノ飯ヲアタへ、且綿入、蒲団、蚊帳、笠、脚絆、草鞋、足袋マテ十人分アタヘラル、彼国長寿ノ者少ナリ、大抵五十前後ニテ死ス、此漂流ノ者モ年齢ヨリ年老テ見ユ、三十前後

* 異国船御用留…未見。

* 中山王…ちゆうざんおう。琉球国王のこと。

* 颶風…グフウ。つむじ。暴風、海中の大風。

* 馬艦…バカン。馬艦船。近世の琉球海運で活躍した二本マストの航洋性の高い商船。船型・構造とも中国のジャンク技術を導入したもので、その堅牢性や帆走性能は和船をしのいでいた。琉球政府の規定では、小は五反帆・八十石から大は十二反帆・三百四十石積とされていて、帆に蒲帆を使用するなど琉球独自の技術をとり入れている。

* 泉崎村…現沖縄県那覇市。

* 筑登之…ちくどの。ちくどん。琉球の位階制度で、大名・士・百姓の三階級のうち里主(里之子。さとぬし)につぐ士の位置にあつたもの。

ニテ頰白ノ者多シ、言語スヘテ通シカタシ「端亭漫録」

3 水戸下市御用留

一 河尻村沖江琉球舟難船被吹流来り、漁事舟見当り、訴出候ニ付、御先手方并御目付其外御役人衆被相詰、

薩摩様へ御届ケニ相成、御加ニ而御役人衆御下り、右琉球人御引渡シニ相成、此間御役人ハ相引申候由、未タ逗留之由、右琉球人名前承候所、左之通り

当銘 国吉 大城

玉城 比嘉 島袋

宮城 金城 小橋川

山城 高口淵 嘉数

船主泉崎村仲村渠筑登之

文政二歳卯六月

琉球人名録

4 通航一覧

琉球国部二十四止

漂着

昔年より琉球船漂着の時ハ、何国にても島津氏に引渡し、薩摩より帰国せしむる御制度なり「年代所見なし、慶長十五年以後の事なるへし、證ハ、海防之部、異国船扱方琉球船の条にあり」

慶安二己丑年七月六日、唐船一艘薩摩国山川に「揖宿郡に属す」漂着す、こハ先に渡唐して抑留せられし「島津」薩摩守光久より注進あり、「證ハ、唐国往來の条にあり」宝永二乙酉年秋、琉球人駿河国清水浦に「安倍郡に

属す」漂着す、延享二乙丑年夏、また陸奥国に漂着す、

宝曆六丙子年六月廿六日、肥前国五島に「松浦郡に属す」漂着す、よて長崎に挽送り、奉行より同所詰島津氏

聞役に引渡す、同十二壬午年四月廿二日、薩摩国附大島に「大島の薩摩附たりし證、大島筆記、中陵漫録等」にあり、

安永四年八丈島漂着の大島船船頭等より出せし歸島願の書付にも、薩摩国附大島船頭云々と記したり」漂着、それより薩摩にいたり、扶助ありて帰国せしむ、安永四乙未年五月、志摩国鳥羽浦に「答志郡に属す」漂着す、文政二己

卯年五月十三日、常陸国川尻村に「多珂郡に属す」漂着す、同年六月十日、水戸殿より松平「島津」中将齊興の家人に引渡さる

(中略)

文政二己卯年五月十三日、常州多珂の郡川尻村に漂着の琉球船、其由を尋候に、十三日雨中早天に川尻村海面汀近く漕入船の繋り場、何にて可宜哉と仕形を以漁船に問候由、漁船大きに驚き、大略に磯間かゝり場指図いたし候由、夫より異国人式人陸に上り、庄屋藤左衛門宅を尋ね候趣、日本語を遣ひ候由なり、時に七十五歳に相成候老母有之候を見て、ナンヂヤと申候由、庄屋の妻ヲヤと答候得は、いくつになると申候由、七十五になると申候へハ、我等もヲヤは八十五になると申て、涙を浮へ手を合て我を案し候事にも可有之と申仕形を致し候由、殊勝なる事に有之候、其後茶を出し候へハ、茶臺へ式礼有て茶を飲候様子、此方の人に異なる事なし、何そ給へ候やと申候へハ、不分様子に付、仕形にて見せ候得者、至極悦ひの様子見えけるにより、肴もなくてと申候へハ、

*頰白..はんぱく。白髪まじりの毛髪。
*端亭漫録..国文学研究資料館が所蔵するが、未見。

シケヂヤカラと申候由、此武人の中、老人ハ船頭当銘と申ものにて、此ものはかり日本の詞を遣ひ候なり、右漂着の節漂流人より差出候訴状、覚

私共乗船之儀、中山王年貢米積越用八重山島江相渡り、年貢積入、閏四月十六日彼島より出帆仕候処、次十七日逢大風、梶本木波に被打折、十死一生之涯に相成、大橋切捨、風謚^{（編カ）}当御地漂着仕申候間、御改被仰付可被下候、以上

琉球船主

泉崎村渠筑登之船主^{（頭カ）}

当銘印

卯五月十三日

右印ハ丸印にて此方の印に相違無之候、但し麁抹なり

一 夫より石神官府へ訴に相成、翌十四日未明に川尻に相詰候郡吏ハ、清水嘉右衛門、太田伝次右衛門、扱其夜郡奉行佐々木彦吉、并調役市村仁右衛門等拾人相詰る、則官議を以、右船頭并水主拾老人川尻村公官の炭蔵明き居候を、屋根をふきかへ野埒^{ヤラヒ}を結び、一方口に木戸を作り、諸役人番所まで一々同月十八日迄に出來、是へ為引置候也、扱又石神より詰の後、十五日に水府発足の人々、先鋒将萩登之助、横山甚五左衛門組の同心各式十人つゝ、監曹川方佐左衛門、史館より筆談として大竹與兵衛、宇佐美久五郎皆昼夜を不別、川尻へ相詰也

一 夫れより船を汀に引寄、積入候俵物等を改、不残此方引揚候由、積入之品ハ、粟、小麦、玄米少々有之候由

一 異国船と申ハ、琉球国泉崎村仲村渠筑登之と申者の

船にて、船頭東村当銘、とし四十三、水主ハ同村国吉とし二十三、玉城とし三十五、大城とし三十五、比嘉年三十七、島袋年三十一、宮城とし二十九、金城とし三十二、小橋川とし三十一、山城とし三十三、高江州とし三十四、嘉数とし二十八、以上

十二人、船ハ九反帆、馬艦と申船之由、清朝嘉慶二十四年卯四月十六日、八重山島といふ所より出帆いたし候由之処、其翌十七日、大風にて辰巳の沖へ被吹流、夫れより南風に吹替り、東北へ相走り、十二日より「按ずるに、廿二日の誤写なるへし」北風にて此濱面に漂候由、其中彼地に於て、中山王大美殿と申殿の普請材木樑木数百本積入候よし、是又漂流の中不残海中へ投入、此度ハ唯送状はかりにて、所持の材木一本も無之、右所持の送状十二通有之、皆同手跡同文言、唯小麦の数かはり候計りなり、其写

送状

御用意御蔵

粟十五石六斗七升五合六勺

但、一俵に付絃懸計飛入にして、式盃小升

五升斤目八十三斤、俵皮九斤

右御用意為御物多配分を以、九反帆馬艦船主泉崎村仲村渠筑登之之船頭当銘、船より積登申候、運賃米は当所に而相渡申候、以上

卯四月十七日

仕上世役掬海目差

譜久山にや印

仲間與人印

右通相違無御座候、以上

*大橋…おほぼしら。たいしょう。帆船の

三本の帆柱のうちで中央のもの。

*清朝嘉慶二十四年…西暦一八一九年、文政二年にあたる。

*大美殿…うふみうどうん。首里城の城外西方にあつた琉球国王の別邸。現、那覇市首里真和志町二丁目。

*梶本木波…不詳

卯四月十七日

八重山島頭

石垣親雲上印

同

大濱親雲上印

同在番筆者

潮平之親雲上印

同在番

具志堅親雲上印

同在番

喜舎場親雲上印

卯四月十七日

御物奉行所

按ずるに、八重山島出帆を四月十六日と記して、此送状に、十七日とあるハ、時日符号せず、姑く疑を存す

一 人物皆柔和に相見候、髪ハ平生丈け長く蓄ふる由ニ候得共、此度漂流寒苦に由て、神明を祈り各髪をたち詰候由也、此方の山伏のことくまとひ居候也、古来ハ丸に総髪に有之処、明朝敗滅の後、今の清朝北狄の餘胤を以、中華を猾し風俗を革め、皆鼠辯之姿に成候ニ付、琉球人をも是非に其風俗に改めんと命令に付、不得止事中を始てそり候由、今ハ中そりを加へ候なり、しかし惣髪相見え候

一 衣装ハ、イセウと唱へ、皆からむしにて作り候由、至極の麁布なり、仕立はゑりを広くして、一面に幅広に縫立候、帯ハ一はゝものを、よりなしに前にて両膝に結び下げ、常に手拭の様なる物を腰に挟ミ居候なり
一 積入候諸品、金碇三ツ、木碇三ツ、金碇ハ三ツ足に有之由、木碇ハ此方の方言に山太郎と申碇に少し替り、大概似寄候由、丹後といふ手桶、芭蕉繩二房、砂仁繩貳房、白米老人老石ツ、伝間船老艘、味噌壺老

荷、菜櫃老ツ、船を引き上候ほとりへ上置候、太繩廻り老尺位にも見え、木の皮を以制し候様子、香氣も少々有之間、もし是を砂仁繩とも申候哉

一 船長さ拾四五間、横四五間、深さ老丈老尺、清朝福建州の船に似寄候得共、削方制作至て麁抹にて、危様に相見え候、帆柱三ヶ所中、老ヶ所作り附、居所舳にあり、竹をかき附、上に箆を張る様子、屋根中棟通り三尺程明き、赤き木を帆板^{ホケ}にかけ、箆を其次にかけ、潮除の様子、舳に石灰ぬりに赤き丸あり、艫に黒板に白き半月の如き丸あり、水つき石灰塗り、敷板異なる事なし、ホケ左右に薬研の縁の如く開く、帆柱押の木に船板あり、観音の札なり

船之図^{*}「図アリ」

同年六月十日、薩州より右漂流人迎の役人川尻へ着、一昨八日江戸出立之由

高三百石

馬廻り

四本孫左衛門

上下六人

高百五拾石

留守居添役

河野新大夫

上下五人

高百石

目付役

小田善兵衛

上下貳人

外二

足輕三人

人数拾六人

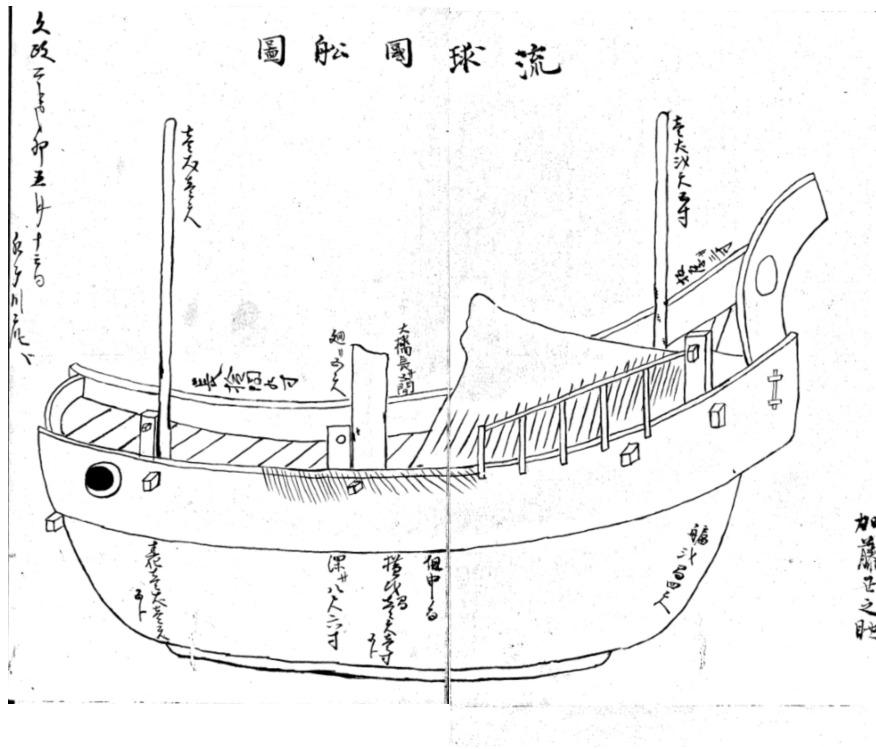
* 姑く…ともかく。しばらく、* 親雲上…ペーチン。おやくもい。近世琉球の位階のひとつ。

* 船之図「図アリ」…「図アリ」と割書があるも、国書刊行会本『通航一覽』は収録していない。

加藤正之助

加藤正之助

流球國船圖



文政二とせ卯五月十三日

水戸川尻へ

史料 文政二年琉球船常陸国多賀郡川尻村漂着一件
 制作 日立市の歴史点描
 2024年2月25日
